

所管部課	学校教育部教育総務課	部長	田村 美砂			
件名	東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市いじめ防止対策推進条例				
	部課機関	学校教育部教育指導課				
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市いじめ防止対策推進条例制定に伴い、教育指導課指導係の事務分掌に、いじめ問題対策連絡協議会及び教育委員会いじめ問題対策委員会に関することを追加する。</p> <p>また、平成31年3月29日付けで地方自治法施行規則の一部を改正する省令が公布され、会計年度任用職員制度の導入に伴い、歳出予算に係る節の区分について「7節 賃金」が削除されることに伴い、別表より「賃金」関連項目を削除する。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①第9条第1項の表教育指導課の部指導係の項中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。</p> <p>(12) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。</p> <p>(13) 教育委員会いじめ問題対策委員会に関すること。</p> <p>②別表第2（第11条―第13条関係）支出負担行為・支出命令関係決裁区分のうち「7節 賃金」を削除し、「8節 報償費」から「27節 公課費」までの節区分を繰り上げる。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>① 令和2年1月1日</p> <p>② 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>① 事務分掌が明確となり、新たな事務への円滑な対応が可能となる。</p> <p>② 地方自治法施行規則との整合が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和元年12月26日 教育委員会定例会において可決</p> <p>令和元年12月26日 公布</p> <p>文書課において審査済。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。